「

利根川水系砂防事務所	渋川市	浅間山	砂防工事
		草津白根山（利根川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

」を「

利根川水系砂防事務所	渋川市	浅間山	砂防工事
		草津白根山（利根川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

」に改める。

別表第四関東地方整備局の項鬼怒川ダム統合管理事務所の項中「並びに男鹿川五十里ダム」を「、男鹿川五十里ダム並びに湯西川湯西川ダム」に改める。

別表第四近畿地方整備局の項兵庫国道事務所の項の次に次のように加える。

紀伊山地砂防事務所	五條市	紀伊山系	砂防工事

別表第四近畿地方整備局の項紀南河川国道事務所の項中紀伊山系の項を削る。

別表第四中国地方整備局の項鳥取河川国道事務所の項中「（殿ダム工事事務所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四中国地方整備局の項殿ダム工事事務所の項を削る。

別表第四四国地方整備局の項四国山地砂防事務所の項中「及び重信川流域」を「、重信川及び奈半利川流域」に改める。

別表第四九州地方整備局の項筑後川河川事務所の項中「嘉瀬川ダム工事事務所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四九州地方整備局の項嘉瀬川ダム工事事務所を削る。

別表第五中部地方整備局の項中「豊中市」を「大阪市」に改め、「兵庫県のうち大阪国際空港」及び「及び大阪国際空港」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第五近畿地方整備局の項の改正規定（「豊中市」を「大阪市」に改める部分を除く。）は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　　国土交通大臣　前田　武志

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（防災企画官）

第四十二の二　防災課に、防災企画官一人を置く。

2　防災企画官は、命を受けて、防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第八十九条第一項中「百六十六人」を「百五十三人」に改める。

第九十八条第二項中「旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ」を「旭川開発建設部に、」に改め、「特定道路事業対策官一人を」の次に「、札幌開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ道路防災推進官一人を」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　　国土交通大臣　前田　武志

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「航空保安対策課」を「安全企画・保安対策課」に改める。

第六条の二第一号中「に関すること」を「並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関すること（安全企画・保安対策課の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「航空保安対策課」を「安全企画・保安対策課」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地方航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関すること。

第十五条第一項中「関西国際空港課」を「関西国際空港・大阪国際空港課」に改め、同条第二項中「建築調整官」を「空港安全監督官及び建築調整官それぞれ」に改める。

第十六条中「及び他課」を「、他課及び空港安全監督官」に改める。

第十八条の見出しを「（関西国際空港・大阪国際空港課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「関西国際空港課は、関西国際空港」を「関西国際空港・大阪国際空港課は、関西国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（空港安全監督官の職務）

第二十六条の二　空港安全監督官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。

第四十条中「、大阪空港事務所」を削る。

第四十一条第二項及び第三項中「、大阪空港事務所」を削り、同条第四項中「第四十四条第八項各号」を「第四十四条第七項各号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　大阪空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、第四十五条第一号及び第四号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

第四十四条第一項第十号中「国内航空通信施設」の下に「及びレーダー」を加え、同条第三項第十号を削り、同条第五項中「、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか」を削り、同条第七項中「第一項から第三項まで及び第五項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第四十五条中「（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）」を削る。

第四十六条中「施設運用管理官」を「地域調整官（大阪空港事務所に限る。）、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）」に改め、「いずれも」及び「、大阪空港事務所」を削る。

第五十三条を次のように改める。

（地域調整官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の職務）

第五十三条　地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

二　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

3　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること。